

国土交通省設置法等の一部を改正する法律案要綱

第一 国土交通省設置法の一部改正

一 国土交通省の任務に、観光立国の実現に向けた施策の推進を追加するものとする。

(第三条関係)

二 国土交通省の外局である船員労働委員会を廃止するものとする。

(第四十一条から第四十四条まで関係)

三 国土交通省の外局として観光庁を置き、同庁の長官、任務及び所掌事務について定めるものとする。

(第四十一条第一項及び第四十二条から第四十四条まで関係)

四 航空・鉄道事故調査委員会及び海難審判庁の運輸安全委員会及び海難審判所への改組並びに船員労働委員会の所掌事務の交通政策審議会等への移管等に伴う所要の改正を行うものとする。

第二 航空・鉄道事故調査委員会設置法の一部改正

一 題名を運輸安全委員会設置法に改めるものとする。

(題名関係)

二 法の目的に、船舶事故等の防止に寄与すること等を追加するものとする。

(第一条関係)

三 国土交通省の外局として運輸安全委員会を置き、同委員会の任務について定めるものとする。

(第三条及び第四条関係)

四 運輸安全委員会の所掌事務に、船舶事故等の原因究明調査、原因関係者に対する勧告を追加するものとする。

(第五条関係)

五 航空事故等、鉄道事故等若しくは船舶事故等の原因関係者に勧告を行い、勧告に基づき講じた措置について報告を求めることができるものとする。

(第二十七条関係)

第三 海難審判法の一部改正

一 法の目的を海難の原因を明らかにするものから、職務上の故意又は過失によって海難を発生させた海技士等の懲戒を行うものとする。

(第一条関係)

二 国土交通省の特別の機関として海難審判所を置き、その事務の一部を取り扱わせるため、所要の地に、地方海難審判所を置くものとする。

(第七条及び第十条関係)

三 海難審判を二審制から一審制に改めるものとする。

第四 労働組合法及び労働関係調整法の一部改正

船員労働委員会の廃止に伴い、集団的紛争調整事務について、中央労働委員会又は都道府県労働委員会へ移管する等所要の規定の整備を行うものとする。

第五 個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律及び雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律の一部改正

船員労働委員会の廃止に伴い、個別的紛争調整事務について、地方運輸局長が指名するあつせん員又は調停員が行うこととする等所要の規定の整備を行うものとする。

第六 船員法、船員職業安定法、最低賃金法、船員災害防止活動の促進に関する法律、勤労青少年福祉法、勤労者財産形成促進法及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正

船員労働委員会の調査審議事務について交通政策審議会等に移管する等所要の改正を行うものとする。

第七 附則関係

一 この法律は、平成二十年十月一日から施行する。ただし、第七の二の一部は公布の日から施行するも

のとする事。

(附則第一条関係)

二 所要の経過措置について定めるものとする事。

(附則第二条から第九条まで関係)

三 関係法律について所要の改正を行うものとする事。

(附則第十条から第三十条まで関係)